

港区商店街バズらせプログラム事業業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

| 質問番号 (事務局整理順) | 質問事項 | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|------------------|---------------------------|-----|---------|---|---|
| 1 | 情報発信業務の媒体 | 仕様書 | 1 ページ | 街頭や交通機関内のデジタルサイネージは、港区が所有するものや、区が保有する行政枠などの活用は可能か。 | 港区有施設のデジタルサイネージ（港区ホームページに掲載）は受注者が直接、情報掲載を依頼をすることができないため、発注者を介して情報掲載を依頼することになります。港区コミュニティバスのデジタルサイネージは運行会社（フジエクスプレス株式会社）にて管理しているため、活用の可否について確認をお願いします。 |
| 2 | サイネージ、SNS広告、インフルエンサー投稿の配信 | 仕様書 | 1、2 ページ | こちら想定されている期間はありますでしょうか また、インフルエンサーの投稿につきましては、1人目は8月末までに選出で9月から投稿 2人目以降は11月末までに選出で12月からという認識でよろしいでしょうか | サイネージ、SNS広告については秋頃（10～11月）から年度末までを期間として想定しています。 インフルエンサーの投稿については、1人目は8月末までに選出で9月から投稿、2人目以降は11月末までに選出で12月からという認識で間違いありません。 |
| 3 | 商店街カプセルトイの設置期間、金額設定、収益 | 仕様書 | 2 ページ | 設置期間は6年度中で契約終了までで期間は提案と考えてよいか。また、こちらはお金ではなく、コインなどで交換可能にし、商業的にしないように配慮する必要がありますでしょうか。 販売する場合は設定されている金額はありますでしょうか。 その場合の売上は港区の収益となりますでしょうか。 | 設置期間はご認識のとおりです（設置は6年度中で契約終了まで、期間は受注者の自由提案）。 現金にて販売する予定であり、カプセルトイ1つあたり、300円程度を想定しています。 売上は発注者（港区）の収益とします。 |
| 4 | 商店街カプセルトイの制作 | 仕様書 | 2 ページ | 令和6年度内に販売可能とあるが、販売価格はどのように設定するか。 売上金額は発注者のものか、受注者のものか。 | カプセルトイは現金にて販売する予定であり、カプセルトイ1つあたり、300円程度を想定しています。 売上は発注者（港区）の収益とします。 |
| 5 | 商店街カプセルトイの数量 | 仕様書 | 2 ページ | 商店街カプセルトイの制作において、「作成種類は10種類程度、作成数量は2,000個程度とする」とありますが、合計2,000個でしょうか？それとも10種類を各2,000個の合計20,000個でしょうか？ | 作成種類は10種類、総数2,000個です。 |
| 6 | カプセルトイの収益等 | 仕様書 | 2 ページ | カプセルトイについては有料での提供は可能か。有料の場合、収益は受託者・発注者のどちらが得るのか。 | カプセルトイは作成、機器設置までを含めた経費を積算してください。機器設置後のカプセルトイ販売収益は発注者のものとします。 |

港区商店街バズらせプログラム事業業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

| 質問番号 (事務局整理順) | 質問事項 | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|------------------|------------------|-----|-------|---|---|
| 7 | カプセルトイの機器本体 | 仕様書 | 2ページ | 仕様書上に2台と記載があるが、可動式であれば細かい機器などの仕様等は受託者側で決定して問題ないか。 | 機器詳細仕様は受注者側で自由提案をお願いします。 |
| 8 | カプセルトイの機器本体 | 仕様書 | 2ページ | カプセル機器本体は購入またはレンタルのどちらを想定でしょうか。また、レンタルの場合は設置期間をどれくらい想定しているのか。 | 機器は購入、賃貸借、レンタルを問いません。レンタルの場合、設置期間は年度末までを想定しています。 |
| 9 | 商店街オリジナルグッズの数量 | 仕様書 | 2ページ | 商店街オリジナルグッズの作成で「作品を活用して商店街オリジナルグッズを作成すること」とありますが、グッズの数量は100個で問題ございませんでしょうか？ 数量の指定とご掲示を宜しくお願い致します。 | 数量は500個としてご提案ください。 仕様書に明記します。 |
| 10 | 商店街オリジナルグッズの活用方法 | 仕様書 | 2ページ | 入賞作品（写真部門）のうち任意の作品を活用して商店街オリジナルグッズを作成することあるが、オリジナルグッズはどういった活用を想定しているか（販売、ノベルティとして配布など） 入賞作品はグッズ作成用に撮影した素材ではないので、グッズ制作に適していないと考える。ポスターやパンフレットなどの印刷物もグッズという認識で問題ないか。 | 商店街オリジナルグッズは、ノベルティグッズとしての活用を想定しています。 印刷物でも問題ありませんが、広報業務に用いるポスター・チラシと扱いは違うものとして提案してください。 |
| 11 | インフルエンサーの選定 | 仕様書 | 2ページ | 仕様書上の条件に合致するインフルエンサーについて、インフルエンサー本人が顔を露出し、タレント活動的なものを主体とするものと、グルメや風景等情報発信・アートワークを主体とするものがあるが、どちらを選出しても問題ないのか。それともインフルエンサー本人が顔を露出しているタレント活動的な人物が望ましいのか。 | 選出するインフルエンサーについては、若年層への区内商店街のPRに効果を見込める方であれば、タレント活動的なものを主体とする方、グルメや風景等情報発信・アートワークを主体とする方、いずれを選出して頂いても問題ありません。 |
| 12 | インフルエンサーの選定 | 仕様書 | 2ページ | インフルエンサーを活用した広告配信・インフルエンサーの選定に関して、対象は芸能プロダクション等の芸能活動を行う団体に所属をしていない方になりますでしょうか。 | 仕様書記載の条件を満たした方であれば、芸能活動を行う団体の所属の有無については問いません。 |

港区商店街バズらせプログラム事業業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

| 質問番号 (事務局整理 順) | 質問事項 | 資料名 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|----------------------|--------|------|-------|--|---|
| 13 | 業務の再委託 | 選考基準 | 1 ページ | <p>①「業務を履行できる適切な推進体制」業務を切り出し別の業者へ再委託することは可能なのでしょうか。再委託も共同事業体として、事前に申告する必要があるのでしょうか。</p> <p>②カプセルトイのデザイン等を個人事業主に依頼するなどは不可なのでしょうか。</p> | <p>①港区の委託契約において、再委託は原則禁止であり、仕様書の主たる業務を再委託することはできません。2者以上で主業務を切り分ける場合、共同事業体を組んで頂く必要があります。</p> <p>②上記①に記載のとおり、仕様書の主たる業務の再委託は禁止です。カプセルトイ作成業務についても、その全てを再委託することはできません。デザイン等の一部のみ再委託を行う際は区との事前協議により認められることがあります。</p> |